

3歳から5歳までの利用料が**無償**となります。

※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもも無償化の対象になります。

保育料について

【対象者・利用料】

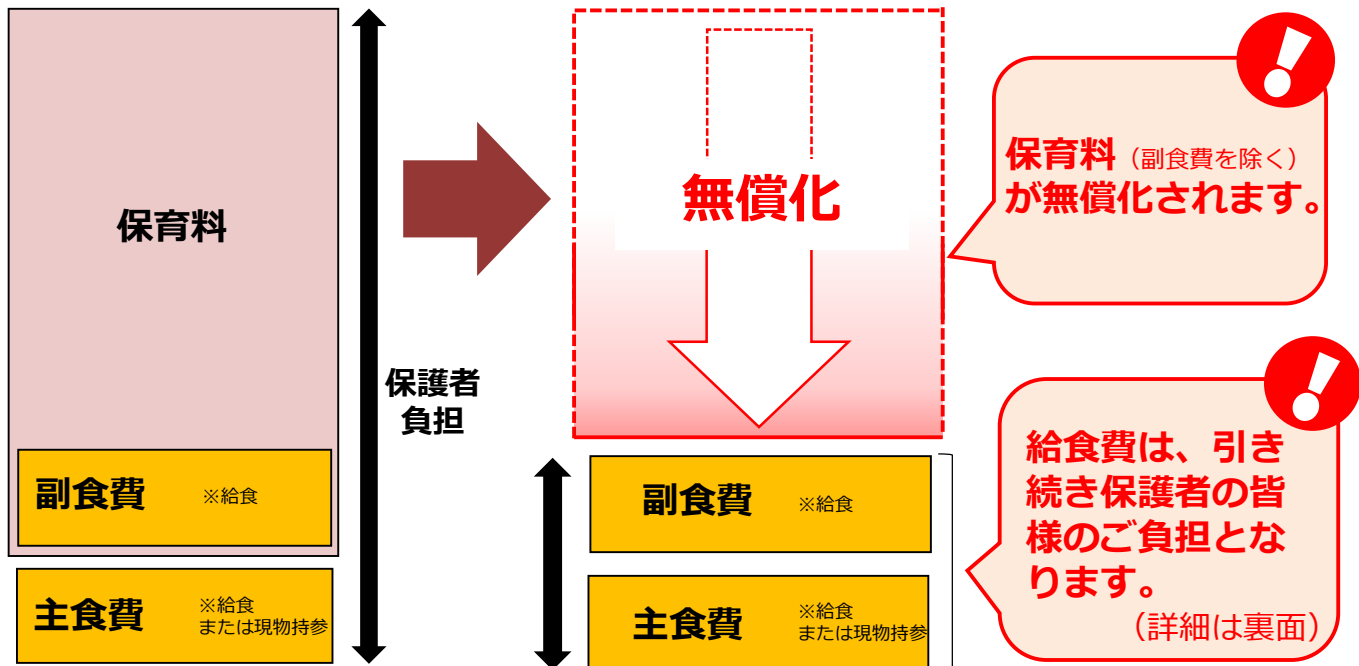
- **保育所、認定こども園（2・3号認定）を利用する3歳から5歳（小学校就学前）までの全ての子ども**の利用料が**無償**となります。
- 無償化のために必要となる手続きは必要ありません。

副食費（おかず・おやつ等）について

- **保育所の給食費用については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、保護者が負担することが原則です。**このため、**無償化後も保護者の皆様のご負担となります。**

～これまで～

～無償化後（令和元年10月以降）～



- 給食費、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降（小学校就学前までの範囲）の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

問い合わせ先: 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市健康・こども部 こどもまんなか室 乳幼児教育推進課

TEL:0773-66-1009

FAX:0773-62-9897